

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
第12回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第3回）

平成26年8月5日

【事務局 山内公共事業企画調整課長】定刻となりました。ただいまより、第12回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第3回）を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます。国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長の山内でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。失礼ですが、座らせていただきます。

本日は冒頭カメラ撮りがございますので、冒頭カメラ撮りを希望された報道関係者の方々は、ご撮影ください。

本日の委員会の出席状況についてでございます。18名の委員中、ただいま13名の方が出席されており、井出委員におかれましてはご到着が遅れております。総数の過半数を満たしておりますので、社会資本整備審議会令第9条第3項及び交通政策審議会令第8条第3項に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

本日の参加者のご紹介につきましては、お手元の配席表にて代えさせていただきます。

それでは、開催に当たりまして技監より一言ご挨拶を申し上げます。

【徳山技監】本日はお忙しい中を本委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。7月8日付けで技監を拝命いたしました徳山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

メンテナンスについては、かねてから言われておりましたけれども、一昨年の中央高速の笹子トンネルの天上板落下などの事故を契機に非常に脚光を浴びることになりました。国土交通省といたしましては、太田大臣から、早速、昨年をメンテナンス元年ということで、一気にいろんな準備を進めようということで進めてまいりました。これは本当に待たなしでございます。

ただ、鶏と卵と申しましょうか、今までそういった産業がきちんと成立をしていない、あるいは自治体にとりましてそういう技術者がいない、いろんな案件がございまして、さあ、一気に進めようといってもこれはなかなか進まないという状況でございます。

そういった中で、このメンテナンス戦略小委員会で昨年12月にご提言をいただき、そしていよいよ具体化の議論を始めさせていただいたわけでございます。本日は、この中で資格制度につきまして、7月に実施いたしましたパブリックコメントの意見を踏まえて、提言の案として最終審議をお願いできればと考えております。

また、こういった資格制度ができることで、民間にもきちんと技術者の方にお手伝い

ただくわけですが、地方公共団体についてもなかなか体制が整っていない。今日は、議題にもございますように、もう1つは地方公共団体の支援方策についてご議論を賜りたいと思っております。

本日も是非有意義なご議論をいただきまして、このメンテナンスの本格的なスタートにお力をお貸しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】議事に入ります前に、当委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきます。本日の議事は、「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について 提言（案）」について並びに「維持管理を円滑に進めるための体制、地方公共団体等の支援方策について」でございます。

議事録につきましては、審議会運営規則に基づき公開することといたしますので、ご承知おきくださいますよう、お願いを申し上げます。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っておりますので、報道関係の方々はお着席をお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。議事次第、名簿、配席表、資料1-1、1-2、それから、2-1が大きいA3版、2-2、資料3、参考、以上でございます。資料に不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、議事に移らせていただきます。家田委員長に議事の進行をお願いいたします。

【家田委員長】皆様、お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。第2期第3回の小委員会を開催させていただきます。

お手元の議事次第にございますように、主な話題が2つございます。それぞれ概ね1時間くらいの見当で時間を使おうかと思っております。

1つ目は、社会資本の維持管理の資格制度の提言でございます。前回、皆様から議論していただいた意見をなるべく中に反映していただいた案になっているのと同時に、パブリックコメントを踏まえて、いろんなところから意見をいただいているので、それを反映していただいたというものでございます。なにぶん、一刻も早くこれをスタートさせたいところもございますので、今日の審議をもって、できればまとめたいなと思っております。

では、早速、資料1から資料2まで、通しでご説明をお願いいたします。

【事務局 森戸建設技術調整官】大臣官房技術調査課建設技術調整官の森戸でございます。座って資料の説明をさせていただきます。私の方から、資料1、資料2につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、資料1-1をご覧いただきたいと思っております。先ほど技監のご挨拶でも触れておりましたが、パブリックコメント、意見募集の概要をお示ししたものでございます。7月14日の前回のメンテナンス戦略小委員会で案をご提示させていただき、ご意見を頂戴いたしました。その委員会での議論を踏まえて修正をした後、1の(1)にありますとおり、7月17日から7月30日までの間、約2週間にわたりまして、(2)に記載のございます

とおり、ホームページあるいは郵送、FAX、電子メール、こういった方法により意見を頂戴したところでございます。

大きな2にございますとおり、寄せられた意見、全体の概要でございますけれども、意見をご提出いただきました方は15者でございます。複数のご意見をいただいた方も1者として集計しております、15者からご意見をいただきました。ご意見の総数は77件となっております。

この15者の方から77件のご意見をいただいた概ねの内訳でございますが、(2)にございます、関連業団体から8者61件、民間企業1者3件、個人の方から6者13件ということでございます。事務局の方でそれぞれの意見の分類を大まかにさせていただきましたが、(3)にお示しをしております。件数は77件の内訳というふうになってございます。

資料1-2にお進みいただきたいと思えます。先ほど申し上げました77件のすべてをここに記載させていただいておりますと同時に、1ページ、2ページにつきましては、前回の委員会で先生方からいただいたご意見も併せて記載をさせていただいております。

1ページ、2ページ、3ページ、4ページにつきましては、それぞれ提言案に修正を行っております。それにつきまして、まずご説明をさせていただきたいと思えますので、資料2-2を併せてご覧いただきたいと思えます。

資料2-2でございますけれども、前回お示しをいたしました提言案に見え消しの形で、今回整理をさせていただきました。表紙の右肩にございますとおり、委員の先生方からいただいたご意見による修正につきましては赤字、パブコメ、意見募集のご意見で修正したものについては青字でお示しをしております。前から順番に参りますので、先生方からご意見、パブコメでいただいたご意見、青と赤が行ったり来たりするような形のご説明になりますことをまずご容赦いただきたいと思えます。

めくっていただきまして、目次でございます。これは後ほどご紹介いたしますが、大きな6のところ、前回(3)でございました「横断的な連携・調整」のところにつきまして、大きな(2)として特出しをして、「施設分野・業務分野を超えた資格への拡充」という形に合わせて項目立てをしております。

1ページ、「はじめに」のところについては修正はございません。2ページ、3ページも修正はございません。

4ページにお進みいただきまして「目指すべき資格制度」のところでございますけれども、この資格制度を「点検・診断等に必要な知識・技術の体系化、明確化」をできるだけ早くやるべきだということがございまして、「速やかに」という文言の追加をさせていただきました。

それから、今回、評価をして登録をする資格を運営いただく団体の方でも、それぞれの方で向上を目指していただくということを更にはっきりさせるために、「技術者・技能者の知識・技術水準の維持・向上を継続的に図っていくべき」というご意見をいただきました。

ので、これについても付記をさせていただきました。

さらに、その前書きのところの最後でございますけれども、従前も、「一定の技術水準を確保される民間資格が存在しない場合には、必要に応じて新たな資格の創設を検討」としておりましたが、さらに、その民間資格を組み合わせてもなかなか難しいといったときにも、1つの条件として付記をさせていただいたということでございます。

(2) に参りますが、民間企業への業務発注の形態、これもいろいろなパターンがあるだろうということございまして、様々な単位で行われているということを明記したということでございます。

5ページにお進みいただきたいと思います。今回の資格制度の対象とする施設でございますけれども、対象施設は従前も書いてございましたけれども、「橋梁、トンネル、舗装、堤防・河道、水門・樋門等、ダム、港湾」というような形で例示をはっきり挙げて、様々な施設があるということを明記したところでございます。

それから、(2) の対象業務でございますけれども、どんな業務があるんだということをはっきりさせるために、点検、診断、補修設計それぞれについて、主な内容の整理について明記をさせていただいたところでございます。

それから(3) 対象業務の技術水準ですけれども、まずは「一般的な施設で通常必要とする技術水準を確保できることを目指す」ということをはっきりさせるために、「当面は」という文字を付け加えさせていただいたところでございます。

6ページにお進みいただきたいと思います。5ページから続いています、対象技術者のレベルに応じた評価というところでございます。業務の実施をする際に、管理技術者、担当技術者という形でレベルを設定いたしました、それぞれ管理技術者、担当技術者がどのような者であるのかということについて付記をしたというところでございます。

飛びまして、7ページにお進みいただきたいと思います。今回、民間資格の登録をさせていただく場合の登録要件で、どんな資格付与の試験で技術的事項を求めるかというのが7ページの(iii)にございます。ここで7点お示しさせていただいておりましたが、「施設・業務の特性に応じて適宜追加の確認項目を検討する必要がある。」ということをも更に追加いたしましたところでございます。

また、飛びまして、9ページでございます。本提言のまとめに当たる部分、大きな6のところでございますけれども、6の前書きでございますが、この部分では誰が誰にということがはっきりしていなかったということもございまして、「国土交通省の関係者は、」というところを明記するとともに、「更に、地方公共団体の関係者に対しても・・・強く求めていくべき。」と追記をさせていただいたところでございます。

それから、9ページから10ページにかけて、今回検討対象としたもの以外の施設分野・業務分野への対応でございますけれども、「今後必要に応じ検討を進めていくべき」と、もともとの案でもございましたが、「高度な技術に関する資格への展開等についても検討を進めていくべき」というところの追加もさせていただきました。

次が、冒頭紹介させていただきましたが、従前は（３）、今現在（４）になっておりますが、「横断的な連携・調整」のところで書いてございましたものを、１つ、（２）として立ち上げたところがございます。この点につきましては、まず、「中小規模の市町村など技術職員の不足に直面している地方公共団体」、これらにつきまして「維持管理の方法を工夫して調達方法を見直すことも想定され」ますので、「包括的な維持管理のマネジメント等を行う資格など、地方公共団体の実情に応じ、登録区分を拡充していくことも検討する必要がある。」と書くとともに、従前の（３）、新しい（４）がございます、いわゆる施設が重複するようなどころについても、「必要に応じて他の施設分野で登録した資格を活用するなど、関係部局が連携・調整していく必要がある。」という項目を新たに（２）として起こしたところがございます。

続きまして、新しい（３）でございます。スキルアップの仕組みの構築というところで、「女性や若年層の技術者・技能者の人材確保・育成」ということを明記したところがございます。

（４）は、先ほど申しました（２）に伴いまして削除されたところがございます。

それから、（６）でございますけれども、行政職員の能力向上ということで、「新設から維持管理までのプロセスを確実に実施するためには、民間事業者のみならず施設管理等の総合的な業務に従事している行政職員自身の能力向上も重要な課題である。」と。従前も「インハウスインジニアリングの役割に応じた」とはなってございましたが、その部分の記述をはっきりさせたというところ、さらに、最後のところにあります、「施設管理等の総合的な業務に係る技術の習得度を計る資格の検討などを進めていく」ということで、修正をいたしました。

最後に、別紙でそれぞれの施設、業務、知識・技術を求める対象、必要な知識・技術を並べた表がございますが、一番最後、１７ページ、こちらにつきまして「公園施設」の「点検」「診断」の「管理技術者」「担当技術者」とで表現が非常に類似をしているのではないかとこのご指摘をいただきましたので、「（異常の確認）」、「（異常の確認を除く）」という文言を付け加えることによって差別化を図ったというところがございます。

以上、すみません、駆け足でご説明いたしました。先生方のご意見、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、提言案の修正を行った箇所は以上でございます。こちらが、先ほどの資料１－２にお戻りいただきたいと思いますが、１ページ、２ページ、３ページ、４ページまでのご意見について対応したものでございます。

５ページ以降は、パブリックコメントでいただいたご意見に対する私どもの回答でございます。たくさんございますけれども、こちらにつきましては、提言案の修正に対応はいたしてございませんけれども、本当に様々なご意見をいただきました。代表的なものだけ少しかいつまんでご紹介したいと思います。

まず、５ページでございます。ここで資料の修正をお願いしたいと思います。１、２のご意見に対する考え方のところ、上から４行目「なお」の文章の３行目でございます「資

格取得後の更新規定」というところがございますが、その前に、次の3番のご意見に対する考え方の2行目で「4. (1) ③ (v)」というのを挿入いただきたいと思います。資料の修正ミスでございます。追加をいただきたいと思います。併せまして、3のご意見、「4. (1) ③ (v)」となっておりますが、これは「(v)」が「(ii)」の間違いでございますので、修正をお願いしたいと思います。

資料の説明に戻ります。委員会でいただいたご意見ということで、技術者の教育制度ということでございます。こちらにつきましては資格制度の申請の条件として、資格取得後の更新、あるいは早い者勝ちになって機会が公平に与えられないんじゃないかというようなことについては、資格付与試験の運営実施体制、こういったことで、それぞれ資格の登録をさせていただくときの要件として、私どもとしては設定して、その資格の知識・技術水準の維持向上あるいはレベルを担保していきたいということでございます。

4につきましても、経験につきまして適切に対応していきたいということでございます。

それから、6ページに進みまして、6でスケジュールのお話をいただきました。最後にご紹介をしたいと思います。先ほど家田先生の方からお話もございましたが、できればおまとめをいただいた後、9月以降、登録規定の大臣告示と民間資格の募集・評価というものに進みまして、平成27年度以降、登録された資格の活用をやっていきたく私ども想定をして、準備をさせていただいているところでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、最後の8「はじめに」というところで、「メンテナンス技術の国際化」が触れられているが、これについて対応がないというお話でございましたが、このメンテナンス戦略小委員会第2期の4つあるテーマの中の1つでありますので、こちらについては別途検討をさせていただきたいということで、対応の考え方をお示ししてございます。

7ページ以降は、それぞれの項目についてご意見を頂戴したところでございますので、こちらにつきましてもそれぞれの評価の段階、登録の段階等で適切に判断・評価をしてきたいということで、基本的にはご回答を申し上げます。1つ1つご紹介をいたしますと、これだけでお時間を使ってしまうので、こちらにつきましても、ざっとご覧いただくだけになりますことをお許しいただきたいと思っております。

特に、8ページの13のご意見の中で、「フィーを明確にし、ビジネスとして成り立たせる必要がある」というようなご意見も頂戴したところでございます。それから、9ページでは、対象施設、今回先生方からもご意見をいただきましたが、まだほかにもあるんじゃないかというご意見をたくさんいただいてございます。今回、現行のすべての分野を列挙したのではなく、当面検討を急ぐ必要のあるものを列記して整理をさせていただいたという形で、お答えの準備をさせていただいたところでございます。

それから、10ページの25以降につきましては、民間資格の登録要件というところでございます。こちらにつきましても、まずは当面の対応ということでございますが、今後引き続き検討をすすめていくべきもののご示唆をいただいたご意見もございまして、

こちらにつきましては、今後の対応を図っていくべきものとして整理をさせていただいたところもございます。それがずっと12ページまで続きます。

13ページについては登録のプロセスということでございます。今回、個別の資格の対応をどうするのかというご意見をいただいたところもございますけれども、こちらにつきましては、今後、登録等の段階で了解をさせていただきます、という対応をさせていただきます。

最後に18ページでございます。登録された民間資格の具体的な活用方法、56番のご意見でございますけれども、こちらにつきましては、今後発注者が発注形態を踏まえて判断をしていくという形で整理をしていきたいということで、ご回答の用意をしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

本当にかいつまんだ説明になりまして大変恐縮でございますけれども、後半いただいたご意見につきましては、今後の提言をいただいた後の運用等で適切に対応させていただくという大きな方針で答えの用意をさせていただいておるところでございます。

最後に19ページ、今後のスケジュールでございます。先般、7月14日のメンテナンス戦略小委員会でとりまとめの案についてお諮りをし、先ほどご説明をいたしましたとおり、7月17日から30日までパブリックコメントの実施をしたところでございます。その結果を踏まえて、本日8月5日、提言案の決定に向けてご議論をお願いしております。今後でございますが、今日うまくご意見をおまとめいただければ、今月、また技術部会の方にご報告を申し上げ、先ほど申しましたとおり、9月以降、大臣告示、それから民間資格の募集、評価、27年度以降、登録された資格の活用というふうに進ませていただければと、事務局としては考えておる次第でございます。

なお、資料2-1として別途資料を用意してございますが、これについては、主に目次を再掲したものでございますので、3番の資格制度の対象とする施設等のところ、先ほどの提言の案に合わせて、一部の修正をさせていただきました。

それから、もう1つ、ホチキス留めの資料、資料2-2に「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について(案) 参考資料」ということで、こちらも前回、先生方からそれぞれの施設ごとにどういうふうになっているのか、あるいはこういった背景となるような状況については参考資料としてちゃんと付けた方がいいのではないかというご意見をいただきましたものですから、こちらにつきましても添付をさせていただきました。提言案に参考資料として付けさせていただいたところでございます。内容については大きな変更はございません。

非常に駆け足の説明となりましたが、以上でございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

【家田委員長】ご説明、ありがとうございます。それでは、ただいまの資料につきまして、特に資料2-2ですね、これにつきまして修正が図られてございますが、更にご議論をいただきたいと思っております。

場所ごとにやってもいいんですが、全般にかかわるようなものもあると思うので、何人かにご発言いただいて、関係したものについて更に発言していただいてお答えいただくというふうにしたいと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、梶浦さん、どうぞ。

【梶浦委員】梶浦でございます。ちょっと細かい話なんです。10ページのところがございます新しく挿入された(2)のお話でございます。この中に「包括的に点検・診断業務等を発注するなど」と、こういう文言が入っております、これは大変よろしいことかなと思っております。

今回、まとめているものに関しましては、家田先生のお話もございましたが、緊急性が高いということで、中長期的な資格の話については、あまり議論ができなかったと思っております。そちらに関しましては、今日の後半の議論にもかかわるのですが、中小自治体単独での遂行はなかなか難しいものがございます。したがって、やはり包括、広域あるいは長期、こういうものに関する資格制度、当然ながら、そういうメンテナンスの仕組みがあつての話なんですけれども、そういうものについても今後検討の余地があるのではないかというふうに思っております。そういう意味で、「包括的な発注」という文言が入りましたのは、大変喜ばしいことだと思っております。

さらに、長期的に申し上げますと、社会資本等のインフラのパッケージ輸出ということを出産業界としてはやりたいわけなんですけれども、そのためにも、あるいは外からの有資格者を日本に入れるという意味からも、資格制度の国際協調というものを長期的には考えていく必要があるのではないかと思っております。以上でございます。

【家田委員長】どうもありがとうございます。関連して、ご発言ございますか。

ただいまのコメントについて、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【事務局 田村技術調査課長】今のご指摘はきちんと受け止めていきたいと思っております。いずれにしても、当面急ぐべき施設、業務を対象にしてとりあえず立ち上げたというところがございますが、これはワーキングでも議論になっておりますが、まず運用してみて、いろんな課題も出てくるだろうということも言えますし、長期的な視点で更に考えていくべき事項、今回もパブコメでかなりご意見をいただきましたので、そういう点も含めてしっかり検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【家田委員長】ありがとうございます。続けてご発言ください。はい、福岡先生。

【福岡委員】小さな質問です。分からないので教えていただきたいんです。表現なんです。補修設計の定義が5ページに入りましたよね。これはこれでよく分かります。

それで、11ページの(7)なんです。これを読んで、意味があまり通じない。「新設設計」という言葉がここに入ってくるんですよね。「補修設計の実施に際しては、新設設計に必要な技術に加えて」と書いてあるんです。何となく分かるようで分からないんですが。補修設計と新設設計というのは、補修設計の中には新設設計という言葉が1つも入ってこないんですが、ここには「新設設計に必要な技術に加えて」と出てくるんですが、

この辺はどういうふうに解釈すればいいんですか。私はあまり構造のことは分からないので、ご説明願いたいんですが。あえて新設設計どころって書かなきゃならないんですか、ここは。

【家田委員長】ありがとうございます。ご質問なので、お答えいただきたいと思います。

【事務局 田村技術調査課長】表現ぶりがちょっと分かりづらいというご指摘でございます。これは点検も診断も含めての話かと思いますが、当然、既存の構造物を強化しようとする、例えばその施設がそもそも新しく造られたときに、どういう設計思想で造られたのか、設計思想だけではなくて、どういう施工法で造られたのか、そういったことも含めて、判断していく必要があるだろうと。当然、それに加えて、置かれている環境ですとか使われ方とか、そういうところを総合的に評価する必要があるだろうと。

そういった意味も含めまして、補修設計の実施に際しては、新しくものを造るという、それも歴史的なものも含めて、歴史的な設計の変遷みたいなものも含めて、やはり評価する必要があるのではないかと、そういうことも念頭に置きながら記載をさせていただいたということでございます。趣旨はそういうことで書かせていただきました。

【福岡委員】あまりよく分からないですね。

【事務局 田村技術調査課長】もう少し表現ぶりを。

【家田委員長】ここの趣旨は、補修するというのは、何か構造物があって、どういうパートであっても、その構造物がどういう機能を本来発揮しているものであるかという知識が何ぼかないと、やりようがないわけですよ。それから、なおかつ、それがそれまで現場の制約条件等を含めてどういうふうに使われてきたか、あるいはどういう外力が作用してきたかという履歴のようなものも理解しないと適切な補修なんかできっこないよね、というようなイメージのことが言いたいんでしょうね。まず1つはね。

今おっしゃったような一般的な意味はそのとおりであるんだけど、じゃあ、補修のこのところを、すごく単純なことで言えば、ペンキを塗り直すという人が、ある種の業務設計をする人が、その橋の全体構造設計まで熟知してないとペンキの塗り直しの工事設計ができないなんて、そんなことはないでしょう。「設計」という言葉が付いた途端に、福岡先生がおっしゃるような、ややちぐはぐを醸し出しちゃっているような感じもするんですよ。

だから、できれば一般論として当然踏まえるべき事柄と、設計という業務の一形態を表すときに表現すべきことを、今の福岡先生のご指摘も踏まえながら、もう少しかみ砕いた表現にしてはいかがでしょうか。

【事務局 田村技術調査課長】はい。今ご指摘いただいた点、もうちょっと意図が伝わるように修文させていただければと思います。

【家田委員長】よろしくお願ひします。福岡先生、今の点はそういうことでいいですか。

【福岡委員】結構です。はい。ありがとうございます。

【家田委員長】では、小浦先生、よろしくお願ひします。

【小浦委員】お休みしてついていないところもあるのですが、4ページに青字で「あるいは民間資格の組み合わせにより一定の技術水準を確保することが困難な場合」というのが今回追加されていて、単独でないという問題と、組み合わせても対応できないということだと思うんですが、組合せ登録というんですかね、資格の登録要件とか認定のときに組合せ型のことというのは、考えているという前提でこういうのは入っているのか。読んだ感じでは、そういうところがよく分からなかったなので、その辺はどういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

【家田委員長】今ご指摘いただいた、4ページの青線のところで事務局が言いたい趣旨の追加説明も含めて、お答えいただきたいと思います。

【事務局 森戸建設技術調整官】今回、この点につきましては、資料1-2でもありました3ページの2番で頂戴したご意見に対応して、修文をしたところがございます。

ご意見でございました、例えば、水門はコンクリート部材と鋼部材の両方から構成されているが、それぞれの登録された資格を組み合わせると運用すれば対処できるというようなことがあります、先生が今おっしゃいましたように、組み合わせると登録するということを考えているわけではないんですが、登録された資格を2つ使うことで対応できるものも、施設・業務運営の中にはあるだろうと。なので、それでも対応できないものについては新しい資格を考えなきゃいけないということで、従前は、それぞれの施設ごと、それぞれの業務ごとにないところについては新しいものを考えるということだけを念頭に置いていたのですが、その条件として組み合わせても、その空いているところが対応できない場合も対象とするということで、新しいものを検討する場合の条件をプラスさせていただいたという趣旨で、今回、ここの修文を入れているということでございます。説明がうまくなくて申し訳ございません。

【小浦委員】ということは、民間資格の登録の手続のところでは、今ある資格は検討されていて、現場レベルで必要な点検・補修のときに必要とされるべき資格が組み合わせられるという、そういう想定だということですか。

【事務局 森戸建設技術調整官】資格を業務に活用する際に、登録された2つの資格を持ってきて対応できる業務も存在する可能性があるんで、そこについては新しい資格を考えなくてもいいのではないかと。いいのではないかとというと、そこは言い過ぎかもしれませんが、そういう対応の仕方もあるのではないかとということでございます。

【小浦委員】業務発注単位で資格を考えるという話になってますよね。ということは、その組み合わせは誰がどの段階でそういう指針というのか。それか、現場でいっぱいある資格の中から探していくという発想なのか、その辺は。

【家田委員長】現場ではないでしょう。現場では混乱しちゃうもんね。

【小浦委員】そこら辺がちょっと分かりにくかったですけど。

【家田委員長】まず、ここの文言は「あるいは民間資格の組み合わせにより一定の技術水準を確保することが困難な場合」というよりも、「複数の民間資格を組み合わせたとしても、

技術水準を確保するのが難しいような場合には、必要に応じて」と。要するに、新たな資格というのは一対一でぼんと資格が当てはまるならそれでいいし。それから、半分しかできないけど、こっちのやつを持ってきて半分カバーすれば、コンクリートの橋とスチールの橋で全部橋はこれでできる、これは2つでいけるというんだったら、それでいいねって。それすらないようなときには新しい資格を作らなきゃいけないねって、そういうことを言いたいんでしょう、まず。

【事務局 田村技術調査課長】そうです。

【家田委員長】そうですよね。そこのところは文言をもう少し分かるようにすること。

それから、今、小浦先生がおっしゃったご質問は、複数を組み合わせなきゃいけないときは、現場の臨機応変の判断で、じゃあ、これとこれかね、なんていうふうにやるのか、それとも、例えば道路の分野においては、この業務分野においてはこの資格とこの資格というふうにしましょうねということをおあらかじめ決めておいて、それを現場で運用していくということになるのか。そうなんじゃないかと思うんだけど、その辺のことはどこに書いてあるんですか、ということだと思うんですよ。どこかに書いてあるんですか、それは。

【事務局 田村技術調査課長】まず、前半のご指摘のところはもう少し分かりやすくさせていただきます。

この資格をどう活用するかというのは、この後でも議論させていただく地方公共団体とか、そういうところへの支援策というようなところも含めて、この資格をどういうふうな形で活用すればいいのかということを含めての議論になるのかなと思っています。そういった意味では、直接、今、先生が言われたことについてはこの提言の中では、正直、まだ触れておりません。そういう趣旨も入れるような形でも少し考えさせていただけたらと思います。

【家田委員長】そんなようなことを頭に置いて、ここには書いているということね。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【横田委員】6ページの頭のところに「管理技術者」と「担当技術者」という用語が新しく加わって、それは私もワーキンググループに出ておりましたので、それは全く問題ないんですけども。この提言の中には「技術者」、「技能者」という書き方がいろいろされているんですけども、「技能者」というのがここで言っている「担当技術者」と同じイメージなのかどうかという確認と、もしそうでないのであれば、技能者の資格制度というようなことが全く触れられていないので、それはどうでしょうかという質問です。

【事務局 森戸建設技術調整官】技能者は、担当技術者レベルとして考えているというのが正直なところで。すみません、そこの定義ができていなかったということはお指摘のとおりでございまして、ちゃんとそこの定義はさせていただきますと思います。すみません。

【横田委員】同じということではよろしいですか。

【事務局 森戸建設技術調整官】基本的には同じということです。

【家田委員長】担当技術者のところに技術者的な要素と技能者的な要素が入っていると、

そこのところがはっきり分かるようにしていただくということでよろしいですね。

【事務局 田村技術調査課長】はい。

【家田委員長】興石さん、どうぞ。

【興石委員】まさに私も同じ6ページのその点のところだったんですけど。担当技術者という方は、いわゆるこの管理技術者の指揮のもとに業務をなさる方だと思うんですが。点検というのは日々場所が変わって、行っていくものと思いますが、そういうときにこの担当技術者に登録された方は、必ずその現場に行くというようなイメージなのか。もしくは代表的なときに行くというような形で考えてらっしゃるのか。業務の内容と配置の仕方というんですかね。それと、資格の問題、これからいろいろ有資格者の数の問題とか議論されるなかで関連性が出てくると思いますので、この辺のイメージがありましたら、教えていただければと思います。

【家田委員長】いかがでしょうか。

【事務局 森戸建設技術調整官】すみません。今すぐ先生のご質問に十分お答えできないかもしれませんが、担当技術者は、まさに実際に点検の業務に従事される方で、そういう意味では、今日はここ、次の日はここというふうにやっつけていかれる方。ただ、厳密に、それぞれ点検をされる内容によって人が変わっていくというようなことはあるかもしれませんが、毎日かどうかというのは、ものにもよりけりだとは思いますが、基本的には一人の管理技術者さんのもとで実際に作業をされる方というのが担当技術者としてイメージしており、そういう整理でここに書かせていただいております。

基本的には業務ごとに管理技術者さんの指揮命令のもとで担当技術者さんの配置が決まっていくというふうに、私たちは考えていて、この文章を書かせていただいております。

【家田委員長】現場で直接ものに面していく人と、その仕事を担当している技術者と、それから、担当している人たちを管理している人たちと、興石さんは三層的なイメージもお持ちですよ。

【興石委員】ええ。

【家田委員長】だけど、事務局は二層で考えているんじゃないかというところがあるので、ちょっとちぐはぐがあるかもしれないけど。

担当技術者というと、オフィスにいるような担当技術者を感じないでもないんだけど、これは実施技術者みたいなものになるの。

【事務局 森戸建設技術調整官】基本的には、今の先生のお言葉を借りれば、実施技術者のイメージで書かせていただいております。

【興石委員】この資格を持ってらっしゃる方が、基本的には点検のときに行かれると。

【家田委員長】もちろん、その手伝いというか、下になっっているいろいろ手を動かす作業員は別途いるんでしょうけれども、少なくともヤングのいわばコアマンみたいになってやる人がこの担当技術者なんでしょう。

【事務局 森戸建設技術調整官】そうです。

【家田委員長】その人が現場にいなきゃ話にならないですよ。

【事務局 森戸建設技術調整官】はい、そうです。

【家田委員長】というイメージなんじゃないかと思います。

【臼井委員】臼井です。11ページの「維持管理以外の業務範囲への展開等」のところの3番目のパラグラフで、「また、建設コンサルタント業務等の技術者の年齢構成は」というのと、次の「したがって、建設コンサルタント業務等を担う技術者」と、あえてここで「建設コンサルタント業務」という言葉を入れる必要性は何かあったのでしょうか。

【事務局 田村技術調査課長】特に点検・診断のところで実際に行う、つまり担当技術者、あるいは管理技術者ですけど、基本的にはコンサルタント関係に発注して、点検をやっているというのが実態ということもあって、こういう書き方をさせていただいております。

【臼井委員】実質的な業務では分かるのですが、ここで「コンサルタント」というような言葉を入れてしまうことが一般的な話の中でふさわしいのかなど、ちょっと思ってしまったのですが。例えば「建設業務等の」というふうな形で、コンサルタントばかりではございませんでしょう、実際には。

【事務局 田村技術調査課長】恐らく大半は建設コンサルタントでカバーできていると思いますが、すべてそうなのかという限らない部分がありますので、表現ぶりをどういうふうにするか、ちょっと考えさせていただきます。趣旨は、実際は大半がそういうのが多いということを書かせていただいているのが実態でございます。表現ぶりはまた少し。

【臼井委員】分かりました。

【木下委員】今のことに関連して、私、資格制度ワーキングの座長をしていたものですからコメントします。

ここで「維持管理以外の業務範囲への展開等」と言っています。表現ぶりは少し検討しないといけないかもしれませんが、「新設設計」ということで、維持管理の中の一部の設計ということではなくて、そもそもの設計技術者の資格制度というのはまた別途しっかり議論すべきではないかということ、資格制度ワーキンググループからも意見がまとまりました。そういう背景からして、建設コンサルタントが土木設計の中心に位置するものから、それを代表的な例として挙げております。建設コンサルタント業務、それから地質調査業務や測量業務もあるかもしれません。代表的なものとして建設コンサルタント業務としたという経緯があります。

【家田委員長】臼井さんのご意見は、ここのところが限定しすぎているという感覚ですね。

【臼井委員】そうです。入れるのだったら、もうちょっと広めにとった方がいいんじゃないですかということです。

【家田委員長】建設コンサルタントや、あともう1つ入れるとしたら何でしょうね。調査会社とか、建設会社とか、そういうことですか。

【臼井委員】そうですね。一般的にした方がよろしいんじゃないかと思います。これが一

般的に出ていくものですので。

【家田委員長】 限定しすぎじゃないかというご意見ですね。

【事務局 田村技術調査課長】 例えば調査・設計とか、そういった分野にかかわる技術者とか、もっと一般的な言い方で、表現ぶりは少し考えたいです。

【家田委員長】 ご検討いただきましょうかね。

【事務局 森戸建設技術調整官】 はい。

【家田委員長】 では、どうぞ。

【甲斐委員】 甲斐でございます。前回欠席していたので分からない部分もあるんですけども。同じく11ページの(5)改め(6)の「行政職員の能力向上」と書いてあるところの後半部分、青で付け加えられた部分で、「施設管理等の総合的な業務に係る技術の習得度を図る資格の検討など」ということが書かれているんですが、前段部分の研修の充実であるとか、他機関による支援体制の継続というのはわりとじっくりくるんですけども、この資格について、何かイメージされているところがあれば、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいなと思います。例えば、必置規制みたいなものもちょっと念頭に置いて考えられているのかとかいったことも含めて。

あるいは行政職員に固有の資格ということではないですよ。民間の方が持っている資格を持っている人も、例えば行政職員として募集をするときに、こういう職種の人ってよく募集をしますよね。それではなくて、行政職員の資格と書いてあるのは、どういうイメージなのかというのをちょっと教えていただければありがたいです。

【事務局 森戸建設技術調整官】 (5)改め(6)の経緯でございますけれども、今回、業務を私ども行政が発注をして、その発注業務の水準をある一定以上にしていただくために、そこに従事している方の資格を評価して登録をさせていただくということをメインに書かせていただいたんですが、先生方からのご意見として、逆に、変な言い方ですけど、やっけていただく方でなくて、発注する側もちゃんとある程度一定レベルの人間でないといけないんじゃないかというお話がございました。

今回、そういう意味では、そこは縁を切らせていただいていますので、発注業務を受けていただく方の資格ということで整理をしましたが、今後の課題として、我々発注者側の行政職員の能力の向上という意味で、お願いをして仕事をちゃんとしていただくためには、お願いする側がそれなりのある一定のレベルに達している必要があるのではないかと。で、最後のところの、維持管理等の総合的な業務に係る、発注側の行政側の職員がどれほどの技術の習得度を持っているかということを計る何か資格みたいなことをちゃんと検討していくべきんじゃないかということで結ばせていただいている部分が(5)改め(6)のところでございます。

【甲斐委員】 発注のレベルがというところはよく分かりました。ありがとうございます。

【家田委員長】 資格という感じなんですかね。試験制度みたいな、部内的な、行政の中の。そんなような感じですか。それとも、どこかよその資格をイメージするんですかね。

【事務局 森戸建設技術調整官】そこは、今、先生におっしゃっていただいたように、行政内部的な試験を通して、初めてこういう業務ができる権能を有するみたいなことも。すみません、そういうのも含めて「資格の検討など」と書かせていただいているのが現実でございます。

【家田委員長】中身が詰まっていないということですね。

【福岡委員】行政職員の資格なんて書き過ぎだよね。

【甲斐委員】資格というのをぼんやりさせておいてもいいんじゃないかと。

【木下委員】資格制度ワーキングでもこういうことが議論になったと思います。要は、特に直轄などの場合が多いと思いますが、職員自らがもともとやっていた仕事というのがあります。河川や道路のパトロールを行って、自ら点検・診断するとか。そういう職員自らがやっていたものが徐々に外部に委託化されているという業務もあります。そういう職員自らがやっていた仕事は資格制度とかが特に必要がなかったわけです。しかし、だんだんと外部に外注していくようになると、ある程度資格制度が必要だろうということになります。

もともとインハウスで持っていた技術については、それをきっちりと資格のような形で明確にしていくとすると、内部でもそういう資格を持っている人が行うということが必要ということになるかもしれませんし、外部に委託するときは、やっぱりその資格を求めるということになると思います。明確に最初から外注しているものでなく、グレーゾーンの間領域にあるような仕事については、しっかりと資格ないしはそれに準じるような形が必要ではないのかと、そういう議論だったと思います。

【家田委員長】 契約関係の中で「資格」というものが登場する文脈と、能力開発とか自己啓発とか、私が昔いたある企業は技術士くらい取らなかつたら恥ずかしいというカルチャーがありましたけどね。発注側だけ。そういうような技術風土みたいな、そんなのも関連しているところなんですよ、ここはね。だから、「資格」あるいは「習得度を計る資格の検討」というとちょっと制約しすぎているようなニュアンスは感じないでもないよね。

福岡先生、どうぞ。

【福岡委員】委員長が言われたとおりで、私はこれは書き過ぎであると。その前に行政としてやることあるだろうと。自分たちの技術者をどういうふうに教育するかということ。むしろ、これは、国が言っていることで、自分のことを一生懸命書いているわけですよ、ここは。僕はもともとあまり賛成じゃないんですよ、この項目は。だけど、これを書くのは書いた方がいいということですから、書いていいんですけど。資格までどうこうしないで、まず自分たちがどうするのか、どこが大事かということをやまずちゃんと整理しておいた方がいいですよ。民間と同じレベルで書こうということは、少し納得いかないですね。

【家田委員長】今の点は何人かの方にご発言いただいたので、重要事項だと思うので、もう少しご発言があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【臼井委員】「計る」というところがポイントになっていると思うんですね。例えばこれを

「習得度を上げる」というような形にして、そういった検討とか方策を考えるべきというふうな話になれば、一番問題がないと思いますが。

【家田委員長】ありがとうございます。私自身も大体そんなニュアンスを持ってるんですけど。方向としてはそんなことでよろしいですか。

【木下委員】2つの面から考える必要があると思います。私がさっき言った直轄のような、もともとインハウスでやっていたような仕事が外注化されていくという話の一つです。それからもう一つは、技術力の非常に脆弱な、小さな市町村のような自治体、そういうところが外注して補修・点検・診断をしなければならない。そのときにある程度の判断能力がないといけない。そのときに発注者側に技術力がない場合に技術力がないことが明確に分かる必要がある。そういう意味で、資格がなければ資格のない人にちゃんと相談しなさいとか、そういうことをルール化する意味では、ある程度、客観的に見える形の能力評価のような仕組みが要るだろうと考えます。

【小浦委員】木下先生に質問なんですけど。その資格というのは、受託側というか、実際仕事を請け負う技術者の持つ資格と同じ資格、例えばさっき家田先生がおっしゃられたように、行政内部も持っており、技術者も持つという、そういうイメージの資格という概念なのか、行政に固有の、職員固有のものをイメージされているのか、その辺がずっと今のお話で分からなかったんですけど。

【木下委員】そこは、これからケースバイケースで考えていくんだろうと思います。一概には言えないと思います。

【小浦委員】そうであれば、この段階で「資格」とここで書くのはどうかなという気がします。

【家田委員長】大局的には、そんなような方向かと思います。ケースによっては恐らく資格に相当するようなものもいずれ出てくるかもしれないけど、だけど、資格だけ作ればおのずから行政の技術力が付いてくるという、そんな甘いものではないから、もうちょっと多面的にやっていかなきゃいけないだろうし。

しかし、問題認識としては重要だということで、項目は活かしつつ、特に習得度の辺りのところ、それから「資格」という文言のところを修正させていただくというふうにいたしましょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ほかの点についてご発言をお願いいたします。はい、滝沢先生。

【滝沢委員】文言で恐縮なんですけれども、9ページの下のところを修正していただいて、「国土交通省の関係者は」という文言を加えていただいたんですが、もう一度見直すと、そのちょっと上、(5)のところ、ここでは「国が」と書いてあります。それから、少し戻りますけど、4ページの「目指すべき資格制度」では「国は」と書いてあります。それから、6ページの4のところは「国土交通省は」と書いてあります。それぞれ、「国」と「国

土交通省」というのを使い分けていらっしゃるのか、あるいはそういう意図ではなくて、たまたまこう書きぶりが変わってきたのか。もしそうであれば統一いただくのがよろしいかなと感じました。

それから、9ページで修正していただいたところなんですけれども、「国土交通省の関係者は」と、何か意図を持って加えられたのかなと思うので、その「関係者」というのがどこら辺の範囲を指しているのか教えていただければと思うのと、この文言、できれば修正していただいた方がいいかなと思うんですが。これ、求めるのは小委員会だと、前回議論になりましたけれども。とすれば、その下の「地方公共団体に対しても」と、「対しても」と言っているから、上も何とかに「対しても」というふうに並んだ方が並びがいいので、関係者が入るかどうかは別にして、「国土交通省の関係者に対して」強くこの小委員会を求める。その下も、「更に、地方公共団体の関係者に対しても…求めていくべきである。」となっているのは、「求める。」にした方がいいかなと思います。文言だけです。

【家田委員長】 その辺、特に「国」と「国土交通省」を使い分けているのは意図的なものなのか、そうじゃないのかとか。

【事務局 田村技術調査課長】 すみません、統一させていただきます。そこは全部、基本的には「国土交通省」と統一します。それから、「関係者」という言葉は、確かにちょっと違和感があるので、ストレートに「国土交通省に対しては」という方が分かりやすいと思いますので、それも含めて修文させていただきます。

【家田委員長】 ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、僕から1点だけ。5ページのところにあるように、今回は、このレポートがやっているのは、当面検討を急ぐ施設を対象にしているのもあって、段階的に充実を図っていくと言ってますよね。しかも、すべてのことを網羅し終わったわけではなくて、とりあえず着手する辺りのことを言っているだけだから、ということですよ。その辺のことをこの1ページの「はじめに」のところで書いていた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。

1ページのところは、今回は、4つ挙げたうちの資格制度のところをやってるんですよと書いてあるんだけど、1というのは「点検・診断に関する資格制度の確立」というんだから、それを今回やったというと、確立しているかのように読まれるほどのことは書いてないからね。はじめの一步ですからね。今の対象を限定して、まず緊急にやらなきゃいけないことからやっているとかね。それから、まずは登録と、場合によっては制度の新設みたいなことを言っているにすぎないので。それをどう運用するかなんていうところは具体をやるときに相当に検討しなきゃいけないですよ。そういうふうないっぱい検討することがあるんだという辺りを、1ページのところで言った方がいいんじゃないかと思いましたけど、いかがなんでしょうかね。

【事務局 田村技術調査課長】 特に「はじめに」のところの「一定の結論」のところを少し丁寧にご説明の方がいいかなというふうに思います。あくまでもスタート台に立った

めの話だということですので、そこをもう少し、今のご指摘の点も分かりやすく、そういう形で書き込んでいくこととさせていただきます。

【家田委員長】ほかにいかがでしょうか。

【大森委員】1点だけ質問です。技術者と技能者を一つにしていますが、技能者の資格は、現在、あるのでしょうか。

【事務局 田村技術調査課長】工事関係でいきますと、技能者についてもいろんな資格が既にあります。ただ、こういった点検・診断というんですかね、そういった中で、技能者という言い方がいいのかなんですけど、技能者的な作業をやる方もいますが、そういった能力を持った方に対してそういうかたちで評価するかということについてはないものから、今回資格制度というかたちで整理をさせていただいたと、こういう形になります。

【大森委員】ということは、新たに作るべきだという提言になるんですか。既にあるものをうまく利用しようというイメージだったんですけど、新たに作るということですか。

【事務局 田村技術調査課長】新たに作るというよりは、例えば今回それぞれ点検とか、そういった業務内容に対してどういう知識や技術が必要なのかということ、まず明らかにして、それに該当するものが既存の民間資格の中にあるかどうかということについて、今回、公募させていただいて評価をするという流れになります。

その中でもし該当するものがあれば評価しますし、もし、ないとなれば、その部分をどうしていくかということが、例えば新設の資格を創設するということの検討にもつながっていきますし。そういった姿勢で今回の提言をまとめさせていただいていると、こういうことでございます。

【大森委員】意味は分かりました。表現ぶりを工夫していただければと思います。

【家田委員長】やっぱり、技術者・技能者とセットで出てくるときには、何となくあの辺のことをやっている人という意味の「技術者・技能者」で使われているし、資格みたいに限定的に使うときにはあまり「技能者」という言葉が明瞭には出てこないところが、ちょっと整理が必要かもしれないですね、言葉としてね。

【事務局 田村技術調査課長】業務の内容をイメージして、「技能者」と使っているときと、いわゆる正確に定義された、例えば管理技術者とか担当技術者という意味合いでの技能者というのと、ちょっと混乱している部分がありますので、表現ぶりはお指摘のとおり整理した方が混乱しないということですので、整理させていただきます。

【家田委員長】どうもご指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【福岡委員】気になる点が1点あります。10ページの(4)ですね。「地形変化等により影響を受ける施設分野への対応」と。これは難しいということを書きたいらしいんですが、内容についてはこれからいろいろ検討すると、いろんなところに書いてあるわけですね。それから、パブリックコメントでも、それぞれのやつは検討するんだと言っているのに、ここだけは「したがって」以下に、これは私の専門に近い話を書いているんですよ。だから、具体的にはこういうのは大事だとは思いますが、長大橋なんかは除くんだ、

なぜならば、これは難しいからと、こう書いてあるわけですよね。一方において、地形が変化して、海岸が下に例がありますから、海岸だとか河川とか砂防というのは地形が変化するときには周りを見なさいと、こういうことを書こうとしているんだろうけれども、何か異質に思いませんか、ここにだけこういうことが書いてあるというのは。

この前でやめて、「周辺の環境にも留意する必要がある。」ということであって、これ以下のものは、資格のところではいろいろそういう問題についてはやればい話であろうと。この手のものなら、きっとほかにもいっぱいあると思うんですよ。その辺はどうお考えになったのでしょうか。丁寧に書いていただいたというのは非常に結構なことかとは思いますが、バランスが悪いという感じはします。

【事務局 田村技術調査課長】確かに冒頭にお話がありました、資格の組合せみたいな形で、例えば構造物そのものと、構造物の置かれている地形とか地質とか、そういうことも含めて、トータルで評価していかなきゃいけない部分も出てくる。それは、ひょっとしたら、点検・診断より更に範囲が広がった部分での話かもしれませんので。分かりました。今のご指摘を踏まえ、この3行をどうするか…。

【福岡委員】下の4行は上に行って。上はそういうことで、こうやればいいんですけど。何か、この(4)というのは、(2)と本来一緒に書くべきものかも分かりませんよね、あえて言いたいならば。

【事務局 田村技術調査課長】確かに「施設分野・業務分野を超えた」ということで、新しく(2)を起こしたので、ここで一緒に書いた方が。

【家田委員長】「地形変化等により影響を受ける施設分野」って何のことを言っているのか分からないですね、具体的に。

【事務局 田村技術調査課長】確かに、これはワーキングでも議論になりました。

【家田委員長】例えば何々のように地形変化等により影響を受けるものについては、こういうことを考えなきゃいけないねという具体をイメージさせにくいんですよ、ここはね。だから、1つだけでも何か例を言ってもらおうと、今の議論はしやすいんですけど、どんなものをイメージしているんですか。

【福岡委員】例は、この消したやつですね。

【事務局 田村技術調査課長】「また」以下ですね。上の(2)にいったやつなんです。

【家田委員長】海岸線に面した道路。

【福岡委員】高潮や津波とかで道路がやられると。両方一緒じゃないかと、こういうわけですよ。

【事務局 田村技術調査課長】場合によっては(2)と併せて書いてしまった方が。ワーキンググループでは地形変化ということも含めてという議論になったんですが、今回のパブリックコメントの中でもう少し広い、地形だけじゃなくて、業務分野そのものも横断的に業務として発注する可能性もあるということもあったので、少し分けたんですけど。

【家田委員長】どっちにしても、よく考えてみると、地形変化だけがタイトルに出てくる

のは変ですね。それよりは、例えば道路で過積載の車がめちゃくちゃ多くなって、地形変化じゃなくて、利用条件変化の方がはるかに構造物への影響は大きいわけであってとか、それから、気候の温暖化の影響で降雨の強度が強烈に強くなって、そうすると斜面のメンテナンスなんていうことをより一層考えなきゃいけないとか。

地形変化というのは、もし状況変化ということをお願いだとするとうまの方がいいし、もし地形変化だけだとするとうま、何となく限定的すぎるような感じもしますが。この辺、もうちょっとご議論いただきましょか。いかがでしょうか。もう少しご専門の先生、ご意見をいただけましたら。

【福岡委員】私専門なんですけど、要らないと思いますね。カットして、(2)と上手に併せて書くと。

【家田委員長】これごとカット。

【福岡委員】ええ。

【家田委員長】今回の資格そのもの話だから、さっき申し上げたような状況の変化とか、アドバンスコースのことをそんなに言う段階じゃないかもしれないね。また、施設分野とか業務分野を超えた連携・調整なんて当たり前のことですから、何も海岸に面した道路だけの話じゃないからね。どんなものだって隣接しているものと協力するのは当たり前で、言うまでもないという感じなんだけど、それがあまりできてないからあえて言うておこうという意味だと思ふんですね。

それでは、現状での(4)のところについては再考するというにしておきましょうか。

【事務局 田村技術調査課長】はい。できれば、併せる方向で考えてみたいと思います。

【家田委員長】お願いします。じゃあ、続けてどうぞ。

【甲斐委員】瑣末なことで申し訳ないんですが、9ページの先ほど質問があった6のところですけれども、「地方公共団体の関係者に対しても、これらの技術者・技能者を活用していくよう強く求めていくべきである。」というところですね。本当に瑣末なことで恐縮なんですけれども、言いたいことは分かるんですが、表現を少し再考した方がいいのかなという気がしました。

というのは、地方公共団体の実情なんかを考えると、意識が十分に成熟をしていないというところも多々あるのかもしれないけれども、一方では利用できるものだったらいよいよ、本当だったらいよいよだけども、諸般の事情でなかなかそれがしにくくなっているというところもあると思ふんですね。

ですから、地方公共団体側に何かの問題点があつて活用が十分にできていないとも限らないので、結論としては、「技術者・技能者が活用できるように仕組みを整備すべき」だとか、「地方公共団体においても活用が図られるような方策を考えるべき」だとか、瑣末なことで恐縮なんですけれども、ちょっと表現を地方公共団体の立場にも立って、少しだけ和らげるといふか。結論としては同じなんだけれども、方向性というか。ということができ

ないかなということをおもいました。

【家田委員長】ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【井出委員】全体として、とてもよく直して下さったと思いますが、1つだけ。文言の修正を求めるものではありませんが、「国」と言ったときの中身です。先ほどのご意見にもありましたように、技能者に対する民間の資格には、厚生労働省の安全管理に関するものがたくさんあります。技能者から技術者へのキャリアアップを視野に入れると、厚生労働省ともしっかり調整をとっていただけて進めていただくようご配慮いただけたらと思います。

【家田委員長】その辺はどうでしょうか。

【事務局 田村技術調査課長】そういった意味では、先ほど技術者と技能者という言葉の使い方で少し混乱を招いた部分がありますので、どちらかという、我々のイメージは、業務によっては技能者的な能力が求められる部分もあって、そこをちゃんと資格で評価した方がいいという部分もあって、そういった意味合いも含めて「技能者」という言葉をここでは書いているというのが実態であります。ですから、そういった意味では、先ほどもございましたように、まず、もう1回言葉の整理をさせていただければなと思います。

今のご指摘の観点ですが、特に、例えば今我々がこういう必要な基準を明確にした上で、様々な民間資格を評価しようとしたときに、既に使っている資格なんかとの関係で、ちょっと整合性をとらなきゃいけない、評価しなきゃいけないという部分があるのであれば、そういった調整は必要かなというふうには思っております。

【家田委員長】ありがとうございます。ほかにはご意見はございますか。はい、小澤先生。

【小澤委員】細かいところはいろいろあるかもしれませんが、全体としては、この後の民間資格を登録して、それを積極的に活用していくと。それはどういう考え方でどういうふうにするかということをおまとめていただいたという点では、非常によくおまとめていただいているというふうに感じています。

1つだけ、報告書のタイトル、提言(案)のタイトルなんですけど。「資格制度のあり方について」ということでいうと、この章の中の「目指すべき資格制度」というところが、この「あり方」というものに対しては正面から答えるべき章になっているんですが、全体のトーンとしてはこの後の登録も含めた、民間の資格をどう活用するかということが中心になっているので。さらに、家田委員長が言われた当面急ぐところをとにかく早く進めるということが、これをこのタイミングで出す大きな意味でもあると。そうすると、タイトルの付け方をもう少し工夫した方がいいかなというふうにおもいました。

【家田委員長】小澤先生、例として1つ。

【小澤委員】いや、そこは家田先生が非常にお得意なので。例えばこれを第1弾のメッセージとして、登録をして、それを積極的に活用して、こういうことが足りないのか、こういうことも考えなきゃいけないとか、あるいはこれぐらいの人数を確保しなきゃいけないとか、こういうところもカバーしていかなくちゃいけないとか、それを総合したものが、た

ぶんここで言う「あり方」になるのかなと思うんですね。

【家田委員長】資格制度そのもののあり方だけじゃなくて、その使い方とか緊急性とか、当面のとか、そういう、緊迫感と同時に使い方のところも入れてほしいということですね。それは大変重要なところだと思うので、何か考えていきますかね。きっとタイトルにあった方がいいですよ。

【事務局 田村技術調査課長】提言の趣旨に沿ってうまく表すようにということと、もう少し、当面とか緊急ということが醸し出されるような言葉を。

【家田委員長】緊急提言とかね。

【事務局 田村技術調査課長】分かりました。そこは検討させてください。

【臼井委員】大したことではないのですが、6の「今後の更なる検討に向けて」というところで(1)から(7)までございますが、この中で話そうとしていることは、3点だと思われるんですね。

1点は、今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応、それから、地形変化等により影響を受ける施設分野への対応であり、そして、最後の維持管理以外の業務範囲への展開と、この3つがある程度のくくりだと思うのです。

例えばこの「施設分野・業務分野を超えた資格への拡充、分野横断的な連携・調整」というのは、地方自治体の話がわりと中心になっており、「行政職員の能力向上」というのも地方自治体とか、そちらの方の話なので、これはこれで1つにまとめて。また、「新たな資格の創設」と「スキルアップの仕組み」というのを1つにまとめて、3つの視点でこういうふうに考えます、みたいにした方が読みやすいのではないかなと。ご検討いただければと思います。

【家田委員長】どうもありがとうございます。まとめなくても、並べ方を変えるだけでも随分すっきりするのかな。

【臼井委員】すっきりすると思います。

【家田委員長】ほかにはいかがでしょうか。はい、滝沢先生。

【滝沢委員】5ページの3.(1)対象施設を修正されたんですけども、冒頭に「国土交通省が所管する」という文言が加えられているんですけども。こう書くと、これらのうち当面というと、国土交通省が所管するものだけのようにも思えますが、全体もそうですけど、下の(3)の対象技術水準のところでは、「施設数では圧倒的に数の多い地方公共団体の施設における点検・診断」と書いてありますので、対象施設は国土交通省と地方公共団体が主管する、ということでしょうか。あるいは、ここは国土交通省だけにした方がよろしいのでしょうか。

【家田委員長】これは、管理の主体という意味と分野の所管というのが混在しているようなのかな。

【事務局 田村技術調査課長】直接管理しているという話と、いわゆる行政として担当している部分、2つありますので、そこは混乱しないような形にちょっと工夫します。

【家田委員長】 大体よろしいでしょうかね。

どうもありがとうございました。

議論は以上にしたいと思います。大変大事なところをご指摘いただいたし、どのご意見も踏まえるとより良くなることは明快なので、皆さん採用させていただきます。僭越な言い方ですけど。取り入れて、いいものにしたいと思います。

なにぶん、早くやらないと間に合わないので、もしご了解いただけるようであれば、今日の議論をもってこれで直して、おしまいにすると。ディープなご意見をいただいた方には、きっと事務局がこうやって直すんですけどどうですかってまた言いに来ると思いますから、ご相談に乗っていただくことにして、最終的には私にお任せいただくということでもよろしいですか。

どうもありがとうございます。タイトルについては小澤先生にもご相談するようにね。

それでは、この議論はこんなふうにさせていただこうと思います。こちらにつきまして、この後、技術部会に諮らせていただくということに進んでいくことになろうかと思えます。

それから、また感想を申し上げますと、資格に関してはワーキンググループを作ってやってきたわけですが、何といてもメンテナンスに関する施策というのは、新しくものを造るという資格も関係はしてるし、もうちょっと資格についてじっくりと議論をしていく必要があるなとも思っているところでございます。それについては組織的にももう少し充実した方がいいんじゃないかということで、事務局に検討してはどうかとちょっとご相談していたんですが、その辺、事務局に何かお考えがありましたら、少しご紹介いただけたらと思います。

【事務局 田村技術調査課長】 11ページの提言案のところ、「維持管理以外への業務範囲への展開等」というところでも記載をしておりますけれども、これはワーキングでも議論になりました。新設等の調査・設計、そういったことについても維持管理と同様に、資格制度の検討を進める必要があるのではないかという報告もございました。

そういったことも踏まえまして、事務局といたしましては、この新設等の分野に関する技術資格のあり方につきまして、今回のメンテナンス戦略小委員会と同様に、技術部会のもとに小委員会を設置して検討を進めるというような体制を検討しております。

先ほどスケジュールの中でもご説明させていただきましたけれども、8月に技術部会を予定しておりますので、その中でご審議いただけるように準備してまいりたいと思います。また、そのときにはよろしくご指導のほどをお願いいたします。

【家田委員長】 皆さん、そういう方向でご賛同いただけますでしょうか。要するに、資格についてももう少しロングタームでじっくりと詰めていくような組織が要るねと、そういうご提案でございますけれども、よろしいですか。

ありがとうございます。

【福岡委員】 家田先生、1点だけ。言われたかも分からないんですが。私、パブリックコ

メントを一応丁寧に読んできたんですよ。これ、非常に大事で、恐らく応募したいそれぞれの組織がこういうことを書いてきていると思うんですが。これはそれぞれに、答えは、ここに書いてある委員会だけの答えですか。それとも、質問された側にこういう答えを言っているんですか。

【事務局 田村技術調査課長】これからです。資料は全部公表させていただきます。

【福岡委員】個々に変えないで、これはくっつければ公表されたということになるということですか。

【事務局 田村技術調査課長】はい。

【福岡委員】私、これ、答えを含めて、両方読むことによって、今の時点の緊急の意味がよく分かるようになってると思うんですよ。分かりました。ありがとうございました。

【家田委員長】それでは、ちょっと時間が押ししましたけれども、2つ目の議題に入りたいと思います。資料3につきまして、ご説明をお願いします。

【事務局 田中交流連携事業調整官】資料3についてご説明させていただきます。地方公共団体支援ということで、4月以降時間が空きましたので、資料の2ページから5ページまでは前回のおさらいでございます。

資料の2ページですけれども、本小委員会での検討事項ということで、事務局の方から2点論点を提示させていただきました。論点の1点目はメンテナンスサイクルの各段階でどのような支援が求められるか。論点の2点目といたしまして、防災の方で、「自助・共助・公助」という概念がございますので、そういうアナロジーを用いまして、地方公共団体自身による自助、地公体による共助、国から地方公共団体に対する公助といった視点で、どういうふうな取組が求められるか、この2つを事務局の方から論点として示させていただきました。

3ページの方は、前回の委員会でいただいたご意見を整理させていただいております。

4ページは、先ほど申しました自助・共助・公助のうち、本日、検討事項としていただきたいのは赤の線で囲ってある共助と公助の部分であります。そのうち公助の方の国による財政的支援につきましては、今回は検討の対象外とさせていただきたいと思っております。

続きまして5ページですけれども、今回基本的な考え方というのを事務局の方で整理させていただいております。

基本的な考え方といたしまして、各個別の道路法、河川法、港湾法等といった法律において、各管理者が自らの責務のもと、維持管理を的確に行うということが定められております。今回、地方公共団体の支援というのを考えるんですけれども、まず、現時点といたしましては、各管理者が自らの責務のもと、維持管理を的確に行っていくということを一義といたしまして、現状、いろんな課題があるので、これからどういうふうに支援をしていったらいいかということを検討していただければというふうに考えております。

6ページからが本日のメインの資料になります。本日、3つの観点から事例を紹介させていただきますと思っております。1つ目は、地方自治法に基づく地方公共団体同士の連

携の事例ということで、ここでは水平連携という言い方をさせていただいております。2つ目は、国等からの支援の取組事例ということで、今回は垂直連携という言葉を使わせていただいております。もう1つ別の視点ということで、維持管理に対して住民参画している事例というのを紹介させていただきます。

まずは地方公共団体の水平連携の事例ということで、資料の8ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方、現在、総務省が所管しております地方自治法におきまして、水平連携のいろんな仕組みが整っております。こちら、表で書いていますけれども、いろんな仕組みがある中で、法人の設立を要しない仕組みというのと、法人の設立を要する仕組みというのがございます。

左から2つ目の列でございますけれども、例えば協議会、連携協約、事務の委託、事務の代替執行といった仕組みが法人の設立を要しない仕組みでございます。このうち連携協約というのは、協議会という仕組みをもうちょっと使い勝手をよくしようということで、平成26年度に地方自治法を改正して新設された仕組みでございます。上から4つ目の事務の代替執行というの、同じく、この平成26年度に法律改正によって新設された仕組みでございます。最後に一部事務組合というのが法人の設立を要する仕組みとして設けられております。

それぞれの説明について次のページ以降でご説明していきたいと思っております。9ページですけれども、今申し上げましたいくつかの仕組みについて、現在どういうふうに使われているかというのがこちらの総務省の資料でございます。協議会、事務の委託、一部事務組合について、それぞれ何件くらい使われているか、そして、どういった事務に使われているかということが書かれております。

ご覧いただきますと、例えば事務の委託は件数が多くて、公平委員会ですとか、住民票の写し等の交付といったものに使われておりまして、見ていただくと分かるんですけども、いわゆるインフラの管理というのにはあまり使われているということにはございません。事例を探してみますと、下水道で一部こういった仕組みが使われているということでございます。

次、10ページ以降、おのおのの仕組みについて簡単にご紹介したいと思います。まず、「協議会」でございます。10ページの上の方に特徴を整理しております。この協議会というのは、地方公共団体の区域を越えて行政の執行を合理化する制度でございます。2つ目が重要なポイントなんですけれども、不法行為等については各構成団体の連帯責任と解されているということで、責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない、というふうに言われております。

右下に、インフラ系でいきますと下水道で使われている事例がございました。最上圏域下水道共同管理協議会ということで、山形県下の1市6町村で構成される協議会で使われているという事例がございます。ただ、責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向いていないということで、この最上圏域の協議会ではどういう事務を一緒にやっているか

という、複数の終末処理場に関する委託業務の発注を一括して処理していると。下水道そのものの管理を一緒にしているというわけではないという事例でございます。

次の11ページ、これは本年の地方自治法の改正で新しくできた仕組みでございます。協議会では、先ほど申しましたように、責任が連帯責任になるということで、そこをもうちょっと改善したのがこの「連携協約」でございます。先ほどの仕組みと違いまして、この連携協約の仕組みでは、もともとのおのおのが持っておった事務の権限・責任というのを失わないという仕組みになっております。

続きまして、12ページ、「事務の委託」という制度がございます。こちらの方は読んで字のごとく事務を委託するということでございます。特徴の2ポツ目ですけれども、事務の委託を行うと、委託を行った側というのは当該事務の管理執行権限を失って、当該事務の法令上の責任は受けた側に帰属するというのが特徴でございます。

これに関しましても、インフラ関係では下水道で事例がございました。千曲川流域下水汚泥処理事業で事例がございました。この場合は、どういう事務を委託しているかという、下の方でイメージ図を書いております。左は長野市公共下水道ということで、長野市が管理保有する終末処理場の汚泥処理というのを千曲川流域下水道、こちらは長野県、県の方が管理している終末処理場で汚泥処理をします。市から県の方に汚泥処理のみ委託するというふうなことで使われております。

続きまして、「事務の代替執行」でございまして、こちらは、先ほどの「委託」の場合、権限まで委託してしまうというのに対しまして、同じく法律改正で今年新しくできた制度でございまして、権限そのものはもともと持っていたところに残るということで、もうちょっと使い勝手をよくしようというふうな制度でございます。

続きまして14ページ、「一部事務組合」という制度がございます。こちらの特徴なんですけれども、2つ以上の地方公共団体が、事務の一部を共同化・共通化して、法人化した一部事務組合に行わせるということで、この設置した一部事務組合というのが1つの地方公共団体の機能を持っているということでございまして、2つ目のポツですけれども、一部事務組合で議会もございまして、管理者あるいは監査委員といった固有の執行機関を持っているということで、非常に制度的にはしっかりと、責任の所在が明確であるという特徴がございます。

一方、3つ目のポツですけれども、組織や施設を安定的に管理・運営する上で優れている反面、構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しくなると指摘されておまして、同じく下水道の事例では、右下ですけれども、取手の方でこの仕組みを使った事例がございました。

15ページ、今、インフラ関係で下水の事例がいくつかございましたけれども、それ以外の事例もございまして、1つ目、下伊那郡土木技術センター組合というのがございまして、こちらの方は長野県の13町村で構成しておまして、道路や下水道等の管理に関しまして、この町村から測量設計、積算、工事監督に関する事務について、この組合で処理をし

ているということでございます。

メリットといたしまして、3つ目で書いてますけれども、1つ1つの町村で技術系の職員を確保するのは難しいんですけども、この組合で職員を確保するというので、事務実施に当たってのノウハウや技術力が蓄積されるというふうなメリットがございます。

4つ目ですけれども、ただ、事務組合で扱う共同処理の内容が土木関係に限定されているため、業務量の増減に対して、人員や組織体制の機動的な変更が難しい、という課題もでございます。表の下ですけれども、宮城県の仙南地域広域行政事務組合というものがございます。こちらの事務組合では土木関係の事務というのは行っておらないんですけども、廃棄物処理、火葬場、介護認定審査会、滞納整理事務というのを共同処理して、人件費の削減が図られていると。特に滞納整理事務というのはノウハウが必要なんですけれども、こちらの方もこの一部事務組合で共同して行うことで、ノウハウが蓄積されるというメリットがございます。

以上、いろんな仕組みがございまして、16ページにこういった共同処理を行うときの論点というのを2つ、事務局の方で整理させていただきました。

論点の1つ目といたしまして、共同処理する事務の範囲についてでございます。インフラというのは維持管理、いろんな範囲があるんですけども、例えば権限の一部ということで、維持管理あるいは点検・診断までに至る①から③までの権限を共同処理する事務として、活用する方向があるのではないかと、ということで、①点検業務等の一括発注を行う。あるいは②点検、診断、評価までの業務内容に限定して活用する。あるいは、もうちょっと範囲を広げまして、③日頃の軽微な維持管理工事まで含めた活用を行うということで、権限の一部を限定して行う方法があるのではないかとということが論点でございます。

2つ目の論点といたしまして、技術力維持・人材育成ということで、共同処理の検討に当たっては、職員の技術力維持・人材育成の観点からもこの制度を活用する方向があるのではないかと、ということで、事務局の方から論点を2つ提示させていただきました。

続きまして17ページですけれども、こういった連携による取組に係る方向性ということで、現状は、下水道では一部こういう広域の仕組みを使っておりますけれども、一方、他の土木分野全般ですとか、維持管理に係る事務の多くについては実績がございません。

今後の方向性といたしまして、こういう制度を使うことによりまして、人員不足や技術力不足への効果発現を図れる可能性があるのではないかとというふうに考えております。ということで、今後新しく制度が導入されましたものも含めまして、土木分野全般に対する共同処理制度の活用の可能性、その効果を把握していく必要があるのではないかと考えております。

以上が1つ目、水平連携の事例紹介でございました。

続きまして、2つ目、国等による支援の取組事例、垂直連携の事例についてご紹介させていただきます。

資料の19ページ、こちらの方では、国で現在既に取り組んでいる地方公共団体に対する支援方策というのを整理させていただきました。一番上の段は点検・診断の段階、真ん中は補修工事等措置をする段階、3段目は措置したものの記録に関する段階ということで、各段階において国の方で既にいろんな地方公共団体への支援の取組を行っております。個別の説明は今回は省略させていただきます。

20ページの方に、国からの支援に関する論点を事務局の方で2つ、提示させていただいております。

1つ目は支援メニューの充実ということでございます。先ほどのページで現在の取組を示させていただいておりますけれども、点検・診断、措置、記録などの各段階において、国では地方公共団体への様々な支援に現在取り組んでおりますが、今後更なる支援メニューがあるのではないか、という論点。

2つ目の論点は、持続的な支援に向けた体制ということで、地方公共団体では、各施設分野において点検・診断等のメンテナンスの取組が今後、より一層進むものと考えられます。ということで、地方公共団体ではこれから量的にメンテナンスの仕事が拡大するという中で、国からの支援について、量を含め、支援を持続的に実施していくための体制をどのように構築すべきかというのを論点の2つ目として提示させていただきました。

次の21ページですけれども、国の支援の方向性ということで、いくつか整理いたしましたけれども、行政職員の人員不足、技術力不足に対して、一番左下、国等が充実すべき支援の方向性ということで、5つを提示させていただいております。

左下1つ目の丸、人員不足・技術力不足を補うため、技術力を有する管理経験者を活用するという方策があるのではないか。2つ目の丸、技術的支援のための技術専門家の派遣制度の確立というのがあるのではないか。3つ目、先ほどもご議論いただきましたけれども、確実な点検・診断を実施するための資格制度の確立・普及。4つ目といたしまして、事務負担軽減を図るための制度・仕組みの構築。これは具体的には全国統一的なデータ管理システムといったものでございます。最後、5つ目、地方整備局とそのブロックの都道府県が連携しての市町村支援体制の検討ということでございます。

次のページでは、国のみならず、都道府県も市町村に対して現在いろんな支援を行っておりますので、それについて簡単にご紹介させていただきたいと思っております。22ページで3つの都道府県の事例を紹介しております。

1つ目、奈良県ですけれども、1ポツで書いておりますが、人員・技術力の支援として、県が市町村の橋梁・トンネル点検、橋梁長寿命化修繕計画策定というのをやっているという事例がございます。

2つ目、兵庫県ですけれども、奈良の場合は県がやっているんですけれども、兵庫県の場合は県自身ではなくて、公益財団法人の兵庫県まちづくり技術センターというところで、市町村の橋梁の老朽化についてアドバイスですとか、計画の策定といったことを受託しているという事例がございます。

3つ目、宮城県ですけれども、こちらの方はアドバイスのものをプロジェクトチームで支援しているというものでございます。

23、24ページの方は国でやっている事例ということで、今回は説明の方は飛ばさせていただきます。

25ページは維持管理ではないんですけれども、国の方で災害に対する市町村への支援ということで、TEC-FORCEという仕組みを行っておりますので、参考としてご紹介させていただきます。

最後に維持管理に関する住民参画の事例をご紹介します。資料の27ページ、こちらは「社会基盤メンテナンスサポーター」というのを岐阜県の方で実施しております。県民の方にボランティアで参加していただいて、道路の穴ぼことか、そういうものをチェックしていただくという制度を始めております。

28ページ、千葉の方で、「ちば市民協働レポート実証実験」というのを昨年行っております。今年度から本格運用すると聞いております。こちらの方も市民の方にスマホ等で道路や公園の不具合を送ってもらって対応するという仕組みを今考えているようでございます。

次、29ページ、こちらは、長崎県で長崎大学が県・市町村と協力して、「道守」というので、こちらは先ほどの岐阜等と同じように市民の方々のボランティアで道路の点検をするということを行っております。

次の30ページですけれども、こちらは川の関係でございまして、「かわ普請事業」、「河川協力団体制度」といったような取組で、同じように、市民団体の力を活用して維持管理を行っているという事例がございます。

最後、31ページは国土交通省で行ったアンケート結果でございまして、下の方で、「地域住民による点検・通報への協力」、あるいは「地域住民による美化・清掃への協力」についてアンケートを取った結果、「実施すべき」、「どちらかというを実施すべき」という声が7割以上あります。ということで、点検等の技術能力が必要な分野について地域参加というのはあるんですけれども、ただ、プロが行うようなところというのは技術能力が必要ということで、その範囲、責任等については引き続き検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

【家田委員長】ご説明ありがとうございました。今日はあと15分強くらいしかございませんので、十分な議論はできかねますけれども、ただいまご説明いただいた資料につきまして、主としてご質問を中心に、あるいはお気づきの点を中心に、ご発言いただこうと思います。何人かにご発言いただこうと思います。いかがでしょうか。

滝沢先生が詳しいわけなんですけど。わりと下水道の事例がいっぱい挙がってますね。ご感想でもありましたら。

【滝沢委員】地方自治体が主に所管しているという意味で、下水道ではこういった事例は

たくさんあると思いますけれども、点検の部分だけを取り出して共同でやるというのは、やはりなかなか難しいのかなと。事例の中に書いてありましたけれども、通常の維持管理を含めて、普段から見ている中の業務として点検があれば、しっかりとしたものをしていただけるような気がします。維持管理の補修のためだけに点検業務だけを別途発注するとしても、あまり地域の、それぞれ特殊事情・特徴があると思いますけれども、そこを分らない民間の事業者さんが点検だけをやっても難しいので、やはりもう一步踏み込んだといいますか、普段の維持管理も含めた部分を効率化とか、しっかりとした技術者を配置できるような形で発注できるかというのかなと、そんな気がいたします。

【家田委員長】滝沢先生には是非伺いたいんですけど。たまたまかもしれませんけど、こういう水平連携の事例が下水道の分野でいっぱい出てくるということは、下水道というのはやはり適切な維持管理をやってないと機能しないし、それに対して他の分野はそうではないとは言わないけれども、より深刻にちゃんとやっていけないというのが下水道の分野だからこそ、しかも、どの自治体も困っていますので、こういうのが苦肉の策として登場してきた。そういう先端領域と思っていいんでしょうかね。

【滝沢委員】苦肉の策かどうかは分かりませんが、ただ、流れる水も、汚水、下水、腐食性の多い水を扱っていますので、それだけインフラに対する老朽化の進行度も比較的早い種類の水を扱っていますし。また、水をいろいろな形で操作しますので、電気関係の施設も非常に多いという特徴があると思うんですね。そういう意味では、それらの施設が連携して機能を発揮している中でしっかりとした維持管理をやっていかなきゃいけないと。そういったニーズがあってこそだろうと思います。

【家田委員長】どうもありがとうございます。ほかの方にもご発言をいただきますが、続けて、中込市長さんに、今日は市町村的な話がいっぱい出ているんですけども、全体的にご感想をいただきたいと思うんですけども。

【中込委員】南アルプス市長の中込です。私の個人的な見解になるかもしれませんが、最初に、地方公共団体等の支援方策の資料の中で、「自助・共助・公助」とありますね。今回は共助と公助を説明いただいたんですけども、今回、緊急を要して社会資本の維持管理というときに、戦略的にこの3つの中で全部平等にやるというのではなくて、私は、既存の管理者という責任を持った組織があって、緊急ということもあるし、一番それが効率的かなと思っております。

そして、新たに社会的資本の維持管理のいろんな資格制度を使いながらやっていくときに、共助でも、下水道なんかは既に一部事務組合等で各地方はやっているわけですから、それを使ってやる分には構わない、共助でいいと思うんですけども。私は、そういう意味では、新たな形での共助というものをこの社会資本のメンテナンスのためにするというのは、緊急性とか、いろんな面で効率性がどうかというのを感じています。

そんな中で、私は、自助、公助というものをもう少し、地方公共団体は自助でこのことに対応していくことが大事なんじゃないかということと、そのときに問題はやはり行政職

員とか技術者がいないと今も出てますので、これに対するご支援を国からいただいて、実施主体としては我々管理者が積極的にやっていくということの方が大切かなというふうに思っています。

ピントがちよっとずれているかもしれませんが、今までメンテナンスについては補助事業がなくて、新設のものについてはあるんですよね。ですから、地方である我々にしてみれば、新設はいっぱい戦後ありまして、それがいっぱいメンテナンスで調整できてない。新設については厳しく査定をいただいて制限をしても、メンテナンスが必要だと認められたものについては、交付税で補填するんじゃなくて、補助事業として必ずやりなさいと、その厳しいチェックをしていただく中で、あるいは資格を持った方々がきちんとした中で、それが認められたときにやるという、そういうことの方が緊急に対応できるかなというのが感じているところであります。そんな感じがいたします。以上です。

【家田委員長】ありがとうございます。

それでは、引き続きほかの委員の皆さんからご発言いただきたいと思います。

【小浦委員】下水道とか水道って広域で機能するというものなので、こういう連携が必然的に出てきているというのはあると思うんですけど。今、気になっているのは、合併で市町村域が大きくなっていますよね。その結果、こういった広域で機能を発揮するようなものが市町村域の中で半分ずつとか、もともとの広域行政の組合なんかを考えると。だから、そういう自治体の単位と、ごみであれ、下水であれ、水道であれ、実際の単位と、今の広域でやっている施設・設備の管理の範囲がうまく合わないようなときとか。

この総務省のは基本的には自治体が1つのユニットで組むものになりますので、そういうことも今後起こってくるようなことってないのかなって、聞きながら思ったりしたんですけども。テーマ的にここの分野はこの自治体のこの部分とこっこの自治体のこの部分とか、少し大きな河川であったり山とかだと、そういう部分も出てくるのかなと思って。

そういったときに、こういった組合の仕組みってどう機能するのかなって制度として気になったんですけど。そんな議論というのはこれまでにあったのでしょうか。これは総務省なので、あれですけど。

【事務局 勢田事業総括調整官】全体を通じてですが、総務省は確かに今小浦先生がおっしゃったとおり、市町村連携のもとで広域、1つの市町村じゃなくて市町村同士が連携しながらレベルを維持していくためにということで、先ほどお話ししましたとおり、地方自治法も今国会で直したというところがございます。

さはさりながらということで、我々はいわゆる国交省所管の社会資本の維持管理という観点からすると、先ほど中込市長がおっしゃられたんですが、当然、自助・公助というのもあるし、相当注力して今やっているというところなんです。今後、いわゆるサステナブルな本当の維持管理体制を構築していくためには、緊急性プラス組織総力を挙げて、何らかのしっかりとした体制を作り上げていかなければならないのではないかと議論が、実は念頭にありました。

その意味で、当然、自助・公助もやりますが、先ほど出た水平連携みたいな可能性も、いわゆる地方自治法の概念からはちょっと外れるかもしれませんが、我々の所管の施設で一番問題になっているのは人材不足。それをもうちょっとひも解いていくと、点検をするにしても発注する発注者の人材が不足しているとか、いろいろそういう切り口があるわけですし、それを市町村同士の水平連携でも解決できる手段をですね。確かに緊急性という議論はあるかもしれませんが、というメニューを検討していく余地は十分あるのではないかと。

そうした中で、広域自治体を作るとか、そんなすごい発想を持っているわけではなくて、同じような発注業務とか、同じことをするのであれば、どこかでまとまってできるような仕組みをしっかりと作ればいいんじゃないかと。さらに、そこにそれを定常的にしっかりとやる技術者が一定的に、いわゆる人事異動とかでころころと変わるのではなくて、定常的にやれる方がいれば、技術的にもちゃんと地方自治体でもそれが担保できるだろうという、拡大的な議論をさせていただければなということでございます。

【小浦委員】 分かりました。施設単位とか、そういう問題ではなくて、むしろシステムとしてそういう維持管理をしていく単位として、どういうことが可能かと、そういう議論として考えればいいわけですね。

【事務局 勢田事業総括調整官】 そうです。

【家田委員長】 ほかにいかがでしょうか。梶浦委員、どうぞ。

【梶浦委員】 今のシステムというお話で、21ページの「国等が充実すべき支援の方向性」ということで、4つ目に「事務負担軽減を図るための制度・仕組みの構築（データ管理システムの統一化等）」と書いてあります。これは全くそのとおりなんですけれども、ここでいうシステムというのは、プログラムのことでなければ、ITのハードウェアのことでもないと思うのですね。

もちろんそういうものは共通化した方がいいんですが、それだけではなくて、今まさに言われたような運用の形も含めて共通化が必要です。例えばある橋の図面があったときに、それがどの機関、A自治体からB自治体へ渡るとき、あるいはそのアウトソーサーに渡るときに、やっぱり同じように読めるものであれば、先ほどおっしゃった水平連携も、場合によっては垂直連携もできるわけなんです。

そういうお互いに持っている図面データが読めないとか、変換が要るとかいう話になると、システムそのものが、運用含めてどんどん肥大化していってしまう。むしろIT化した方がお金がかかったというようなことも、実は別の業界で私が経験したものにはございます。ですから、まずは図面の統一、あるいはそういう図面を使うときの業務の統一、オペレーションそのものの教育みたいなもの全部含めてシステムだと。それを誰のお金でやるかというのは次の議論なんですけれども、少なくともそこは重要だと思います。

以上です。

【家田委員長】 ほかにご発言は。では、井出先生、白井さんと続けてどうぞ。白井さんか

ら。

【白井委員】今のお話にも関連してくるのですが、やはりいろいろなものの標準化をしていかないと基本的には長くもたないだろうというふうに思います。ここで緊急のものと、大局的に見て今後のことを考えたときの時間軸も考えなければならないと思います。

また、そのときに例えば発注手続、人員不足だったら、発注手続をいかに簡単にするかとか、それをデータベースで誰もが共通に使えるようにしてしまうとか。要するに、そこに入力すればちゃんとした発注手続書ができるみたいな、そういった標準化したフォーマットみたいなものを作っていくか。すべての業務に適用するわけではないと思うのですが、簡単なものはそういうものにしていく必要があるのではないのでしょうか。

あと、例外的なものというのは多分にあると思いますので、そこが技術者とか技術職員を確保するということにつながってくるのじゃないかと思うのですね。

業務をでいくつかのカテゴリーに分けて、単純にできるものは標準化して、そこで初めてデータベースが生きてくるのだと思いますし。そういった仕分けが必要なのではないかと思われま。とりわけ、地方自治体の場合、各自治体によってやり方が違うというのが多分に見受けられますので、その辺のところはやっぱり考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

【家田委員長】続けて、井出先生、どうぞ。

【井出委員】冒頭の下水道のことです。下水道の場合には47都道府県が出資している特別の公的団体があり、中心的に技術者やいろいろな支援を行って下水道整備を行ってきた実績もあって自然に水平連携がわりと進んだと思っています。

特に先ほどの市長のお話でも痛感しましたがメンテナンスというのは初期の立ち上げの段階と、計画ができて実際に業務が回っているときとで、かなり仕事量が違うと思います。最初は図面もなく、どういったものがどの程度の老朽度になっているという現状を掘り起こして、さあ立ち上げるよという初期費用と時間と人材はものすごくかかると思います。ただ、一旦管理計画ができあがってしまうと、あとは3年程度を1つのサイクルとして地域全体をまわれば良いということになると、業務量や要求される専門知識もかなり違ってくると思うんですね。

ですから、緊急性という点に市長の主張の力点があったので、連携の仕組みも立ち上げでデータを掘り起こしていく段階と、あとは回していく段階に少し分けて考えられた方が地方公共団体としては非常に取り組みやすいのではないかなと思いました。

3つ目なんですが、資料の21ページ「国等による支援の充実に向けた方向性」、地公体と国の支援の方向の最後のところですが、柔軟な発注方式が活用できるようにとちょっと添えていただければと思います。

【家田委員長】ありがとうございます。大体時間になってますが、もう1名くらい、もしご発言がございましたらお願いしたいと思います。

【大森委員】一義的に責任が問われるところは向かないというのはそのとおりだと思います。

す。何かあった場合、誰のせいかわからないときは、民法719条で連帯責任を取らされる可能性がありますので、しっかりしているところほど嫌がる。しっかりしていないところほど、誰かにすがりたいという構図になりがちですので、そこはよく注意する必要があると思います。

【家田委員長】大事なお指摘ですね。どうもありがとうございます。

今、井出先生が最後に付け加えられたように、地方公共団体等の体制の問題なんですけれども、これは地方公共団体側がいかにかまわしていくかという側面だけじゃなくて、それを民間企業に発注して作業をしたりするときには、大きくまとめて発注してくれた方がマスマリットが出ますから、民間側の技術開発意欲やコストダウンの可能性なんかも随分違いますよね。これを考えるときにそういった側面もちょっと併せて考えなきゃいけないと、井出先生がおっしゃったので、ちょっと付け加えさせていただきました。

これについては今日で終わりという議論ではございませんので、引き続きまた次回以降検討されていくことになるんじゃないかと思っています。

それでは、大変恐縮ですけれども、時間が来てしまいましたので、第2の話題は以上にさせていただきたいと思います。私の司会のパートは以上でございますけれども、事務局からその他の話題はございますか。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】ありがとうございます。

事務局からのご連絡でございます。お手元の資料につきまして、後日お届けするという事で、よろしければ事務局より郵送いたしますので、その場合、お名前をご記入の上、机の上に資料を置いたままお帰りいただければと思っております。

また、「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について 提言（案）」につきましては、家田委員長のご発言もございましたが、本日委員の皆様からいただいたご意見を反映した後、小委員会のとりまとめとして技術部会に諮らせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の議事録につきましては、後日事務局より各委員への確認を行った後、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

それでは、最後に総合政策局長よりご挨拶を申し上げます。

【瀧口総合政策局長】総合政策局長の瀧口でございます。本日は遅れまして、大変失礼いたしました。まず、本日の議題の第1点目、資格制度のあり方につきましては、タイトルについてもご提案いただきましたけれども、非常に短期間に中身のあるご議論をいただきました。本日もまた、先ほど途中から参加いたしましたけれども、非常に中身のあるご議論をいただいたと思っております。これを至急とりまとめまして、今お話がございましたように技術部会の方に報告をいたします。そして、できるだけ早期にこれを実施することが必要だろうと思っております。これだけ短期に、これだけのものをおまとめいただいたということは、まさにこのメンテナンスの問題、至急こういった資格制度を導入することがしっかりした点検をし、整備を進めていくということのために必要不可欠であるという

ことで、先生方のご尽力を賜ったものと承知をしております。ありがとうございました。

それから、2点目の地方公共団体における維持管理の実施方策及び支援方策でございますが、中込市長さんからお話ございましたように、基本的に各自治体が自分でできれば、それはそれに越したことはないんだろうと思います。ところが、この老朽化対策というのは新しい分野でございますので、なかなかそういった分野にしっかり取り組んでいけるのか、これだけ老朽化が日本で進んでいる中で取り組んでいけるのかというのが問題なんだろうと思います。そういった中で、どういう実施体制、あるいはどういう支援体制が必要なのかということ、一番効果のあるやり方を考えていかなきゃならないということだろうと思いますので、引き続き本件につきましては、委員各位のお知恵を拝借いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお暑いところをご参集いただきまして、どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

【事務局 山内公共事業企画調整課長】以上をもちまして、第12回 社会資本メンテナンス戦略小委員会を閉会させていただきます。本日は熱心なご議論、どうもありがとうございました。

—了—